

(2)北広島市健康づくり計画(第4次)～健康きたひろ21～

1. 現在の計画について

現在の計画は、平成27年度から平成32年度までの6ヶ年計画であり、健康増進法に基づき、北広島市の妊婦、乳幼児から高齢者まですべての市民が心身ともにいきいきとした生活を送ることを目指し、生涯を通じた健康づくりを図るための指針として位置づけているものです。

生涯を通じた健康づくりを推進するため、基本理念のもと、4つの基本的な方向と目標指標を定めています。

基本理念

「互いに助け合い、生涯を通じ心身ともにいきいきと健康で暮らせるまちの実現」

4つの基本的な方向と目標

基本的な方向	指標	現状値→目標(平成32年度)	
1 健康寿命の延伸	平均寿命以前の要介護認定率	男性 40～64歳 0.39% 65～79歳 6.77% →減少	
		女性 40～64歳 0.40% 65～84歳 13.92% →減少	
2 生活習慣病の発症 予防と重症化予防 の徹底	がん	男性 胃がん 85.3 大腸がん 107.7 →減少 肺がん 95.8	
		女性 胃がん 104.8 大腸がん 95.5 →減少 肺がん 75.8 乳がん 67.6 子宮がん 104.8	
		がん検診受診率	胃がん 6.7% 大腸がん 10.9% 肺がん 8.5% →増加 乳がん 19.8% 子宮がん 16.6%
		脳血管疾患死亡率	62.7 → 減少
	虚血性心疾患死亡率	128.8 → 減少	
	Ⅱ度高血圧以上者の割合	3.1% → 減少	
	LDLコレステロール 値160mg/dl以上者の 割合	男性 10.1% 女性 13.5% →減少	
	メタボリックシンド ローム該当者の割合	16.4% → 減少	

		メタボリックシンドローム予備軍の割合	11.7% → 減少
		特定健診受診率	32.2% → 60%
		特定健診保健指導実施率	64.7% → 維持
	糖尿病	治療中者のうち血糖コントロール不良者の割合 (HbA1c8.0%以上の割合)	7.8% → 減少
		糖尿病有病者の割合 (HbA1c6.5%以上の割合)	7.8% → 維持または減少
3 社会生活を営むために必要な機能の維持および向上	次世代の健康	いつも朝食をとる子どもの増加	小学4年生 96.3% → 100% 中学1年生 91.6% → 100%
		全出生数の低出生体重児の割合	9.3% → 増加の抑止
	高齢者の健康	新規認定者の出現率	4.0% → 現状維持
4 生活習慣および社会環境の改善	栄養・食事	妊娠届出時のやせの割合(BMI18.5未満)	19.8% → 減少
		肥満者の割合(BMI25以上)	男性 28.6%/女性 20.9% → 現状維持または減少
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合	74.1% → 80%
	身体活動・運動	運動習慣者の割合	36.8% → 10%増加
	休養・こころの健康	睡眠による休養を十分にとれていない者の割合	22.0% → 減少
		ストレスを「誰にも相談できない・しない」者の割合	10.2% → 減少
		ストレスの「相談先がわからない」者の割合	2.0% → 減少
		自殺者数(人口10万人あたり)	19.8 → 減少
	飲酒	妊娠届出時の飲酒率	1.4% → なくす
		生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少	男性 12.5%/女性 8.6% → 減少

喫煙	成人の喫煙率	15.9% → 12%
	妊娠届出時の喫煙率	7.3% → なくす
歯・口腔の健康	3歳児のう歯罹患率	16.44% → 減少
	12歳児の永久歯の一人あたりう歯本数(中学1年生)	2.1本 → 減少
	60歳代で自分の歯が24本以上ある者の割合	42.3% → 増加

2. 計画の見直しに関して

急速な少子高齢化や生活習慣病予防の増加、社会経済的状況を背景とした健康格差の深刻化などの課題は続いており、心身ともに自立し、生活の質を伴った健康寿命の延伸と健康格差の縮小へ向けた取り組みを推進していく必要があります。

現計画は平成32年度が終期となり、必要に応じて3年目である平成29年度に見直しを行うこととしていますが、当初策定された基本的な方向性や目標指標に関しては、さらに継続的な取り組みが必要であり、基本となる健康増進法の大きな制度改正がなく、齟齬が生じる部分もないことから、現在のところ大きな見直しは必要ないと考えています。

3. 計画の位置づけ

健康づくり計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画に位置付けられるものです。

健康増進法第8条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間となっており、市の総合計画や保健福祉諸計画と整合性を図るものとしています。